

熊本県立東稜高等学校 部活動に係る活動方針

1 本校の部活動

運動系：テニス、バスケットボール、ハンドボール、バレーボール、バドミントン、サッカー、空手道、野球、弓道、陸上競技、水泳、卓球、剣道、ラグビー
文化系：パソコン、E S S、演劇、吹奏楽、合唱、生物、物理、化学、放送、写真、美術、書道、J R C、茶道、華道

2 目標

- (1) 生徒の自主的・自発的な参加、他者と協調、協力する活動をとおして、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- (2) 部員同士が同じ目標に向かって取り組む経験をとおして、生徒同士、教師と生徒の豊かな人間関係を築くとともに、自己肯定感を高める等、心身の健全な育成を図る。
- (3) 運動部活動においては、スポーツの楽しさや喜びを味わうことで、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成するとともに体力の向上や健康の増進を図る。
- (4) 文化部活動においては、芸術文化の他、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動で楽しさや喜びを味わうことで、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむための感性や、創造性を養う。

3 活動日、活動時間

(1) 活動日

- ア 1週間の活動日は、5日以内とする。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下、「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。)週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。
- イ 定期考査の1週間前からは、活動を中止とする。ただし、考査終了日より2週間以内に県内の公式大会がある場合は、校長の許可を得て授業終了後1時間程度の活動を行うことができる。また、考査期間にあって、考査終了日より1週間以内に同様の大会がある場合も、校長の許可を得て考査終了後1時間程度の活動を行うことができる。ただし、日曜日及び祝日の活動はできない。
- ウ 夏季休業中の閉庁日は、原則活動しないこととする。ただし、閉庁期間の最後の日から3日以内に公式大会が行われる場合は、校長の許可を得て3時間を限度として必要最小限の日数活動を行うことができる。また、特別な理由がある場合には審議の上、活動を認める場合もある。

(2) 活動時間

- ア 1日の活動時間は、平日は長くとも2時間程度、休業日(学期中の週末も含む)は3時間程度とする。
- イ 完全下校時間を厳守する。練習終了の目安を、完全下校時間の25分前とする。

(3) 完全下校時間

4月～9月(夏時間) 19:30
※1年生については、19:00(4月末日まで)
10月～3月(冬時間) 19:00

(4) 共通の休養日

- ア 定期考査前の一定期間
- イ 夏季休業中の閉庁日

(5) 上記(1)及び(2)の基準を超えた活動日・活動時間

ア 活動日

生徒の実態、競技等の特性の観点から、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮することにより、1週間の活動日を週当たり6日以内に変更ができるものとするが、この場合、希望する部活動は、事前に校長の承認を得ることとする。

イ 活動時間

生徒の実態、競技等の特性の観点から、平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として1日の活動時間を変更できるものとするが、この場合、希望する部活動は、事前に校長の承認を得ることとする。ただし、週当たりの活動時間は16時間未満を目安とする。

ウ その他

10月～3月の期間は公式大会の3週間前から30分程度の活動時間の延長と下校時間の変更ができるものとするが、この場合、希望する部活動は、事前に校長の承認を得ることとする。

4 合宿、県外遠征等

合宿、県外遠征等の実施にあたっては、部活動顧問が、1週間前までに活動内容、活動日、場所、時間、引率等について明記した県外遠征届、合宿届を校長に提出し、承認を得る。

5 大会等への参加

大会等への参加は、高体連、高文連、高野連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、大会が授業日に開催される場合は、公欠願を提出し、承認を得る。

6 その他

(1) 部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(3) その他

ア 部活動顧問は、4月に年間の活動計画と月別活動計画、活動報告を提出する。

イ 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動報告を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。

令和元年9月施行

令和3年3月一部改訂